

第十九回 参議院建設委員会會議録第十七号

(三〇七)

昭和二十九年三月二十三日(火曜日)午
前十一時十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 深川タマエ君
理事 石井 桂君
三浦 辰雄君

委員

石坂 豊一君
小澤久太郎君
鹿島守之助君
赤木 正雄君
小笠原三三男君
近藤 信一君
田中 一君

政府委員

建設政務次官 南 好雄君
建設省河川局長 米田 正文君
建設省道路局長 富樫 凱一君
事務局側 常任委員 武井 篤君
常任委員 菊池 瑞三君
常任委員 会専門員 鮎川 幸雄君

説明員

建設省住宅局 鮎川 幸雄君
住宅経済課長

本日の会議に付した事件
○住宅金融公庫法の一部を改正する法
律案(内閣送付)
○連合委員会開会の件
○岩手県田沢ダム建設に伴う漁業権補
償の請願(第一四四五号)

○委員長(深川タマエ君) では只今よ
り建設委員会を開会いたします。

本日の予定は、最初に前回に引続き
住宅金融公庫法の一部を改正する法律
案に対する御質疑を願ひ、次に道路整
備費の財源等に関する臨時措置法の一
部を改正する法律案の御質疑を願うこ
とになつておりますが、御異議ござい
ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(深川タマエ君) 異議ないも
のと認め、さよう進行いたします。
本日御出席の政府委員は、南政務次
官、鮎川住宅経済課長でございます。
なお、住宅金融公庫より鳥井理事、岩
永理事の御出席もございします。では順
次御発言を願ひます。

○田中一君 前回の委員会で私から要
求した資料の説明を願ひます。

○説明員(鮎川幸雄君) 前回田中委員
から御要求がございました資料を提出
いたしておきましたので、その項目と
内容を御説明申し上げます。

先ず第一に主要都府県における宅地
開発計画例というのを提出いたしてお
きました。それから次に同じ紙でござ
いしますが、宅地造成費及び譲渡価額の
基準というものを掲げております。そ
のほかには標準建設費内訳書というもの
も提出いたしておきました。又木造、
簡易耐火構造、耐火構造の住宅建設工
事使用書というものを提出いたしておき
ました。

それで主要都府県における宅地開発
計画例について御説明申し上げますと、

これは各ここに掲げております東
京、大阪、神奈川、兵庫、愛知等にお
きまする或る地域の具体的な地域にお
きまする例でございまして、これにつ
いて例えば大阪で申し上げますと、造成
予定坪数が二万坪、これの取得費は坪
当たり千五百円、それに整地費、それか
ら水道、ガス等の施設費、道路施設費、
事務費等を合わせて千六百円、そ
れから宅地譲渡をいたします場合の価
額はこれを合せますと大体三千八百
七十五円、こういう例でございします。
なお、ほかの地域も大体こういう例で
一応掲げておきました。

それから標準建設費内訳書について
その概略だけを御説明いたしますと、
これは公庫におきまして先般も申し上げ
ましたように、全国的に二カ月毎に調
査をいたしておりますが、その調査の
資料によつてこういう数字を出してい
るわけでございまして、木造住宅十五
坪の場合、これは東京における例で
ございしますが、木造住宅の十五坪の場
合にはここに掲げておりますような一
から十三までの諸経費を見まして総額で
五十一万円余りでございます。これを
坪当たりにならしますと三万四千二百
九十円になるわけでございします。これ
を端数を切捨てまして只今の標準価額
は三万四千円になつてゐるわけでござ
いします。先般三万三千円と申し上げま
した、これは十一月に定めまして標準
建設費でございまして、只今は三万四
千円で施行するように準備いたしてお
るわけでございします。あと簡易耐火構
造住宅の場合、耐火構造の場合という
のを例を掲げてございしますが、以下同

様な趣旨で坪当たり単価を出しているわ
けでございします。なお、その基礎とな
ります使用書につきましては別に各印
刷物がございしますので、そのような使
用書になつてゐるわけでございします。
簡単でございしますが御説明いたしま
す。

○田中一君 このほかに宅地造成を営
業としておる会社、即ちこの要綱で見
ますと、業務を実施するに適當な組織
と能力を有する営利会社のリストをお
出し願ひたいというように要求してお
りますが、それはいつ頃出ますか。

○説明員(鮎川幸雄君) この法律にお
きます文面におきましては、宅地開発
造成事業がございしますのは、一応営利会
社もできるやうになつておるわけで
ございしますが、これは同じ法律におき
まして譲渡価額を制限いたすようにいた
してございまして、この内容につきま
しては、先ほども申し上げましたやうな大
体取得費に造成費と事務費を合せたも
のによつて抑えておるやうであります
が、そういうふうになつてゐますと、事
業そのものといつたしましては、営利的
にはできないやうになつておるわけで
ございします。従ひまして普通の営利事
業としてやつておりますところの会社
におきましては、この事業はちよつと
やり難いのではないかと私も考へて
おりますので、その会社はそういう
営利的な開発事業をやつておりますの
が全国に相当あると思ひますが、私ど
ものほうにおきましては大体の傾向は
わかつておりますが、個別的なところ

はまだわかつていないわけでございます。

○田中一君 先般住宅局長に約束したですね。今私が要求した資料を早速にこれを出して頂きたい。これができなければ私は審議の結論を出すことができないのです。委員長一つ要求して頂きたい。もう一つ要求した資料がまだあるのですが、今述べられた六府県において一応このような計画が立つておるならば、大体どこをどういう場合と

いう構想がなくならない。即ちこのように単価を一応坪当たりでこれ取得するといふ計画があるならば、一応目安がなければならぬ。そのモデルをどこでいいから、何も明確にしないでいいから、そのモデル地区を指定して頂いて、そうしてそれによつて私たち検討したいと、こう考えておるのです。その資料を要求してあるんですが、それは如何ですか。

○説明員(鮎川幸雄君) 最初に御説明いたしました東京、大阪、神奈川、兵庫、愛知の例は、これは大体開発予定地域の問題と一応考えられます例でございます。これはその中の一部分を取出したわけでございます。このほかにも只今まだ全部詳細にまとまつておりませんが、東京以外の各地域におきましては、大体四万坪から十萬坪程度の開発予定地域を予定しております。それに対する予算等の準備をいたしておるわけでございます。

○田中一君 その資料を出して頂きたい。

○説明員(鮎川幸雄君) これは準備のでき次第提出したいと思ひます。

○田中一君 これは政務次官にお尋ねいたします。今鮎川君からの御説明を

聞きますと、営利会社では到底、これがなし得ない、営利的にはこの敷地造成ができないのだというふうな御説明があつたのですが、私はそう考えております。この今の説明からみると、そう考へております。併しながら若し営利会社ができないものならば、当然法文から削除するのが当り前でしょう。その点どうですか。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。鮎川君の説明は営利を対象とする会社が宅地の造成のようないふことをやりましては、ちよつと譲渡価格を制限いたします関係から、いわゆる会社の目的を達するようになりたいたいのではないか、従つて全国にこういう種類のことをやつておられますような法人は、この種のいわゆる宅地造成はなか／＼できかねるのではないかと、こう返事したのであります。果して適切な例であるかどうかはわかりませんが、

電鉄会社などがその宅地造成そのものを営利の目的とせず沿線の開発というふうな、又交通量の増加というふうなことを狙ひまして、宅地造成そのものにはいりやうな費用だけでやるような場合も出て参りますので、そういうような場合が仮りに出て来れば、これをしも禁止する必要はないのであります。目下の状態におきましては御承知の通り、宅地が非常に不自由しております。関係から、営利をえたいとせず、なおかつ、こういうふうなつまり住宅政策に協力をなし得られるような態勢になつておられます法人の、そういう事業をも禁止する要はないので、その他の法人といふことを入れたのでございまして、今私が考えられる例といつたしましては、交通機関の会社がそのも

の自身を営利の目的とせず事業をやするやうな場合は、まあ適切な例かどうかからんかも存じませんが、その例に当てはまつて来るのではないかと、こういうふうな考へております。

○田中一君 非常に私のあなたに対する質問の結論が私の考へと同じになつたのです。だからいけないといふので、あなたは今電鉄会社は乗客を目当てにこうした非営利的な営業として、この敷地造成をやるとおしやるけれども、大体電鉄会社といふものは何百万坪という敷地を持つておるのです、沿線に。そうして成るほどこの造成敷地は或いはただで提供する例もあるのです。東急では日吉に慶応大学を呼んだときに無償でいいから来てくれと言つて呼んだのです。土地は無償にする。その代り、あそこ二萬坪の土地を無償でやると、自分の持つておる何百万坪の土地が全部値上りをするのです。電鉄会社の価格の上りのを狙うが先ず一つ、同時にこれは恒久的なもの

です。すぐにキャッシュにかからぬい。併し隣接に部落ができ或いは商店街、住宅街ができるというその土地を全部電鉄会社が持つておつて、土地の値上りによつてカバするのです。これを規制する方法は電鉄の交通云々だといふことができます。土地が不当に値上りをするといふ現実を抑える方途をお持ちですか。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。そういう実例も恐らく将来には出て参るかも知れません。併し今の状態はむしろ宅地難で非常に困つてい

る。従つて二萬坪なら二萬坪を非営利でこういう種類に使つて行くといふことさえも私は禁止すべきではなからう

じやないかといふやうな気がするのであります。若しも實際問題として、指導の如何によりましては、田中さんの御質問のやうな実例も将来は起る虞れは私はあると思ひますが、今のところではそういうやうな虞れは私はまだ当分ないのじやないか。

○田中一君 一体住宅金融公庫ができから土地が上るのです。住宅金融公庫が貸付を発表しますと土地はぐんぐん上るのです。あなたのやうに立派なお家をお持ちのかたは、それけ知らんでしようけれども、庶民が、住宅金融公庫の貸付が発表されると、百人に一人或いは二百人に一人かの当選率しかない。住宅困窮者が一つの土地に対して何百人も殺到して来るのです。それにつけてこんでやるのが土地会社なんです。これは現に今まで三年も四年もやつてよくわかつているはずなんです。だからこそ土地の値上りがあるからこそ取引、金融公庫の取引もありますが、昨年のように当選しても返却するものが多いのです。そういうあまい考へではいかん。こういう法律を出して営利会社を利するといふことはとてもない話です。僕は政務次官、あなたは実体を知らないと思ひます。先般住宅局長にもこのことは要求してあるのです。現在までに土地の造成、土地の分譲を目的にした会社がどういふやうな形で運営して来たかを調査して、資料として出して頂きたい、こう申上げてあるわけ

です。私ははつきりとその実例を、政府が収集する資料によつて説明します。従つてこれを至急に収集して頂きたい、又そういう資料を、そういう調査をせずして、政府がこういう法律案を出すのが間違ひです。我々が納得する

やうな形の資料を出しになつて、そうして審議をいたしましょう。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。先の委員会につきましては私出席しておりませんので、田中先生から要求された資料を存しておらんのであります。今日確かに御要求を承りまして、次回までには政府において調べ得る資料を提出したいと思つておりますが、田中先生の今の御質問でございますが、一応はそういう考へ方も一つの考へ方だと思ひます。とは申しますものの、それは宅地を造成しないで済むか、或いは何と申しますか、住宅を必要とする資金を貸付けなくともいいかといふやうな逆の議論にはならぬと私は思ふのであります。要は今日の世の中の事態、非常に宅地も困つております。国家財政をできるだけ捻回いたしまして、及ぶ限りその方面に應じて行くといふやうなやり方を政府がしておるのであります。そのやり方につきまして、或いは田中さんの言われたやうに家を建てるのに必要な金を貸す、そのために宅地が上るといふやうなことも或いはあるかも知れませんが、大体今までの公庫の貸出方針と申しますものは、持つておる土地に、さてその家を建てたい、併し金が足らんといふのでそれに貸す、一段落するやうなものが済んで参りましたから、なか／＼建築資金は借りられても土地がない。そこで公庫の業務を擴げて、なお宅地をも造成して、世の中の要望に應じたいといふのが今回の、何と申しますか、この法律改正の主たる狙ひなんでありまして、だんだんそういう問題についての裏も考えられましようが、素直にそういう実例も

○田中一君 一体住宅金融公庫ができから土地が上るのです。住宅金融公庫が貸付を発表しますと土地はぐんぐん上るのです。あなたのやうに立派なお家をお持ちのかたは、それけ知らんでしようけれども、庶民が、住宅金融公庫の貸付が発表されると、百人に一人或いは二百人に一人かの当選率しかない。住宅困窮者が一つの土地に対して何百人も殺到して来るのです。それにつけてこんでやるのが土地会社なんです。これは現に今まで三年も四年もやつてよくわかつているはずなんです。だからこそ土地の値上りがあるからこそ取引、金融公庫の取引もありますが、昨年のように当選しても返却するものが多いのです。そういうあまい考へではいかん。こういう法律を出して営利会社を利するといふことはとてもない話です。僕は政務次官、あなたは実体を知らないと思ひます。先般住宅局長にもこのことは要求してあるのです。現在までに土地の造成、土地の分譲を目的にした会社がどういふやうな形で運営して来たかを調査して、資料として出して頂きたい、こう申上げてあるわけ

です。私ははつきりとその実例を、政府が収集する資料によつて説明します。従つてこれを至急に収集して頂きたい、又そういう資料を、そういう調査をせずして、政府がこういう法律案を出すのが間違ひです。我々が納得する

○田中一君 一体住宅金融公庫ができから土地が上るのです。住宅金融公庫が貸付を発表しますと土地はぐんぐん上るのです。あなたのやうに立派なお家をお持ちのかたは、それけ知らんでしようけれども、庶民が、住宅金融公庫の貸付が発表されると、百人に一人或いは二百人に一人かの当選率しかない。住宅困窮者が一つの土地に対して何百人も殺到して来るのです。それにつけてこんでやるのが土地会社なんです。これは現に今まで三年も四年もやつてよくわかつているはずなんです。だからこそ土地の値上りがあるからこそ取引、金融公庫の取引もありますが、昨年のように当選しても返却するものが多いのです。そういうあまい考へではいかん。こういう法律を出して営利会社を利するといふことはとてもない話です。僕は政務次官、あなたは実体を知らないと思ひます。先般住宅局長にもこのことは要求してあるのです。現在までに土地の造成、土地の分譲を目的にした会社がどういふやうな形で運営して来たかを調査して、資料として出して頂きたい、こう申上げてあるわけ

です。私ははつきりとその実例を、政府が収集する資料によつて説明します。従つてこれを至急に収集して頂きたい、又そういう資料を、そういう調査をせずして、政府がこういう法律案を出すのが間違ひです。我々が納得する

又私の申上げるような事例も出て参るのでありまして、彼我勘案して頂いて、一つ慎重に御審議を賜りたいと存じておるような次第であります。

○委員長(深川タマエ君) 田中委員に申し上げます。住宅局長は本日はお風邪でお休みでございます。

○田中一君 今政務次官は土地が、宅地がないから土地が高いから造成してやるというのは、安く分譲する土地はたくさんあるのです。宅地はたくさんあるのです。それはあなたのほうで、ここに要綱の第五で、土地所有者は多層構造の住宅を設計する云々と書いてある。これを広く用いたならば問題はない。宅地を持つておつて多層式な家を建てれば、空間を貸してあげましてよ、という、土地を持つていて人がたくさんいるのです。あえて二十万坪も高度に計画的に利用されるという土地を平面的な延ばし方をするのでなしに、たつた四つになつてゐる島が、人口が先般も調べると八千七百万というのです。それにこのような思想で以て宅地の造成をやつて行けば立行かない、このいう考え方が間違ひなんなんです。土地はたくさんあるのです。土地があることとはわかつてゐるから、あなたがたが、所有者が云々という、あなたがたが云々という、この要綱第五に規定してあるのです。平面的に何でも使う、平面的に造成することはない。そうして一部の土地所有者に対して不当なる不勞所得を与えるという行き方は、これは間違ひです。例えば二十九年に二十万坪の土地の造成ができれば、住宅金融公庫の金を借りる人間がそこに殺倒するが、そんなものではないですよ。土地はたくさんあるのです、市中

に……。これがあなたが市中の土地は高いと言う、ちつとも高くないのです。一坪三万円の土地が五十年にすればそれだけ安くなるのです。殊に現在土地の所有者は要綱第五にあるように、若し五十年、年賦で金を貸してくれるならば、自分の家を建てますよ。五階六階にして、それを貸しましよ、ということがあるのです。ただ、今まで何十年前からかやつてゐるところの電鉄会社その他土地会社と同じようなシステムで以てものを解決しようといふことは敗戦の今日においてはかなわないことなんです。満洲や朝鮮やあらゆる土地があつた場合にはよかつたでしよう、今そのような思想、数十年前に考へられた土地会社の思想を以て庶民住宅を、宅地の造成といふのはおこがましいですよ。時代錯誤ですよ。今日はそのような余裕がないのです。そのほかに未利用の土地がたくさんあります。なぜこれに手を付けないか、それも一応手を付けたらどうか、これを高度に利用したらどうですか。あなたのこのような思想で以てやれば二十年たつたら全部空地という空地は全部なくなつてしまふ。この四つの島の国土を如何に高度に利用して人間を住ませよう、生産を増やそうという方途に行かなければ、日本は立ち上るがれるものではないです。三十年、四十年前の土地会社や電鉄会社がやつた無理を政府がしようとしてゐるのです。

○政府委員(南好雄君) 私は田中先生の御質問にお答え申上げたのであります。この個々の改正の狙いはやはり多層住宅を造ろうというの、一つの狙いでありまして、今御意見のような考へ

方も現在においては私は確かにいい。政府としても取上げなければならぬのだと私も考へております。併し一足飛びにそこへ参りますのもどうかとも考へまして、先ず十階程度のいわゆる多層のアパートを造つて、そうしてそれをやつて見ようというの、この法律の改正の他の狙いにもなつておるのであります。私は地価が相当上つております。例へて申しましよ、東京や大阪というところでは、これは、将来の考へ方といひました。これは、この法律も改正いたしました。うに多層住宅というふうに進んで、狭い土地を高度に利用するといふようにならなければならぬものと考へております。併し他の都市におきましては、まだ全部多層の持つて行くといふような時期にも達してゐないといふ考へられます。それと併せてやり得るような形をして行くほうがいいのじやないか、こういうふうな考へまして、今のような法律改正を行なつたような次第なのであります。

○田中一君 ですから一歩引下つて、不当なる利益を受けるものを抑制する方途を持つたらば、一応私はこの原案に賛成してもよろしいといふことです。併しながらこれが営利会社に資金をやることについては全くいけません。私がいけなかつたといふのは、甚だあなた不愉快かも知れませんが、今まで数十年前から土地会社や電鉄会社がやつて来た商売の調査をして、資料を出して下さい。そうすると、私がこうしてつべこべと質問するよりも一目瞭然とわかります。土地が狭くなつてゐるにかかわらず、領土が狭くなつてゐるにかかわらず、何十年前かの営

利会社がやつたと同じようなシステムで国家資金を流すなんてよくないですよ。若し一歩下つて私が考へるならば、この新しい宅地の周囲、受益者負担区域をきめて、道路の場合、何メートルなり何百メートルでもかまいません、その敷地の周囲幾ら、これに對する受益者負担を課せられるような氣持があるならば、これ又一応考へましよう。野放図もなく大きな敷地を持つといふことは、これは金持ちなんです。それは、これは金持ちなんです。二万坪の敷地が造成される、なるほどそれは安い。安いとその隣接の土地といふものは非常に高くなるので、それを抑制する方途を持つたらば考へてもよろしい。道路法第三十一条には受益者負担という項目があるんです。このようなものを発動して、それに附随するところの不当なる地価の値上りを抑制する方途があるならば認めてもよろしいといふのです。その点どうですか。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げます。私はもの考へ方又もの考へ方といひました。こゝういふふうにやつて参りました。そうして今田中さんが腹れをお持ちになつたような問題が起きて来たときには、又それを対象にしてやつて行くのが、まあ平たく常識的な行きかたでなかつたかと考へております。これは御承知のように譲渡価格も制限してあるのであります。それから、田中先生の言われる何十万坪のうち一百万坪か二百万坪を四層の地に安くして、他の土地の地価の上るようなふうにやつて行く腹れがあるから、何と申しますか、公庫以外の法人にやつてはならないといふようなまあ御議論

だろうと思ひます。併し必ずしもそうばかりとも断定はできないと思ふのであります。例へて申しますならば、電鉄会社の営業の方法が過去においてどうであつたら、将来におきましては住んだ人の交通によつて利益を上げて行くといふような、若しやり方をやつて行くならば、それも禁止するといふことは必要はなかつた。若し万が一この方法にやることによつて御懸念のやうな例が出て参つたならば、道路の場合、受益者負担と法律にあるのであります。更に進んで高層建築を又逆にするやうな建築制限法でも作つて行く、で四つの島に成るべく土地を高度に利用するやうな段階に進んで行かなければならぬやうになるかも知れないが、現在の段階におきましては、そういう考へ方もあるが、まあ私たちの考へてゐるやうな行き方もある。とかく先のほうを考へまして、その手を打つて参りますことは、又打つて参りますこと自身に、いろ／＼の議論が出て参ります。そこで漸を逐つてやつて行く、そういう憂いが出て参りました時には、それに必要なる手を打つて行くといふほうが、まあ我々の考へ方であり、今回の改正の趣旨でもあるので、一応私の御説明で一つ打つてお願いしたいと思ふのであります。

○田中一君 私はそんな説明じゃ全然満足できないのです。従つていつまでやつても併行線ですから、もう言ひませんけれども、ただ私が言う資料をして下さい。資料を出して資料の説明を願つて、そうして質問しましよ。もう到底併行線ですよ。

○三浦辰雄君 今の田中さんの御質問

に關連するのですけれども、まあ恐らく今のいわゆる営利法人と言いますか、そういう連中は進んで大いに特別に貸出すというような措置等はないのであつて、要は、目的は、土地のないうちで成るべく低廉な便利なところを貸すという意味から、こういうものが出たのだらうと思つておるのですけれども、そこで土地の造成、それは例えば公共団体にしても、或いは今言つた問題の団体なり会社にしても、造成をしようというとき、いろ／＼まあ計画をお取りになると思ふのですが、その際に、勿論水道、ガスといったようなものがやはりひけるという計画であり、事実客觀的にもひけるといふような場所であれば、これは絶対使わないというか、貸出したくない、貸出さないというふうにお考えなのではないか。

○説明員（結川幸雄君） 只今の御質問は宅地の造成の基準はどの程度に考へておるかという御質問だと考へるわけですが、只今私が一応先ほど御説明しました宅地造成費及び譲渡価格基準のところを御説明いたしましたように、まあ成るだけ安い価格で最終の利用者に渡したいという一つの目的がございまして、その価格の中でおさめるような範圍の造成基準を又考へなければならぬわけですが、これは併しながら造成し開闢する地域というものは非常に千差万別でございまして、必ずしもその基準によつてできることは、非常にむづかしい場合があると思ひます。一応只今のところ考へておりますのは、給水、排水、電気、ガス及び宅地に必要な道路、その他整地というものを一応基準として考へておる

わけでございますが、そういう基準を満すところに先ずやつてもらつてはどうかと考へております。併しながらガスはなか／＼全部の地域においてこれが満されるかどうか、むづかしい問題だと思ひますので、これは標準価格内でも、標準価格の前後において、大体ガスがひけるというふうなところがあつたならば、これも十分にやつてもらいたいと思つておりますが、それ以外のもは大体一応給水、排水、電気、整地、その他は十分やつてもらいたいというふうな大体考へておるわけでありま。

○三浦辰雄君 一応希望的にありたいと思ふのは当然のことだと思つておりますが、さて実施してみると、今すでに説明しておる通りに、ガスは勿論、或いは水道等も行かないようなところにもやりかねないというか、場合によつてはやるという点が想像されるのですが、そこで田中委員からさつき言つていた、今日の土地の利用の状況等からみても、多層式のものをつくりと力を入れて、たらいにやないかと、ああやつて熱心に説かれておつたのですが、そういう方面との調整をとりながらやるんだ、さつき本年は四層程度やるつもりですと、こつ言つたのですが、そういう具体的な計画実情を脱み合せて、多層式なものに力を入れるというか、勿論四層という政府の予定は立てておるのだけれども、多層式のはうで処理するほうが本質だから、こついつたような格りのある運用の方針については、十分お支度になると思ひますが、その点どうなんですか。

○説明員（結川幸雄君） 開発事業と、高層化をやるための資金の關係の点で

ございまして、勿論この土地開発事業が、いろんな点において非常に利点がないという場合には、勿論高層化ということによつてやるべきだということとは考へられるわけでございますが、先ほど御質問の中にもありました四層という金も、実は土地費の中の一部分を割いて、その土地費を開発のほうに廻して、そしてできるだけ安い価格の土地が開発できるというふうな、今年度は考へておるわけでございます。高層化のほうから採択して行くわけではないのでございまして。早晩は各都市の状況とか、いろ／＼開発事業の実態等をよく考へまして、高層化の方法によつて、宅地の利用というものが高度に利用できて、それで問題が解決できま

すならば、資金その他、特に高層化の場合には、耐火建築でございまして、そういう耐火建築との資金の關係、その他総合勘案いたしまして、そのほうがあらゆる点から結論としていいということになりますならば、勿論さういふ方面に重点を置いて進むべきだと考へますが、只今の段階では、先ほど政務次官が御説明になりましたような趣旨で、両方の方法を以つて進みたいというふうな考へておるわけでございます。

○三浦辰雄君 この例示にありますが、に、大人口を持つておるところを主として狙つておるでしょう。これはやむを得ないでしょうが、この距離的な標準と言ひますか、既設交通或いは明らかに近く開設せられるであろう交通、こついつたような交通關係から見ると、或る程度の基準というか、制約をお持ちになつておるか。これはいわゆる周辺都市と言ひますか、衛星都市

と言ふか、そういうものとの關連においてはの恐らく又基準というか、あなたの方の指導態度があるだろうと思ひますが、それについてはどういふふうな考へておられますか。

○説明員（結川幸雄君） ここに挙げております例示、距離の例を先に申上げますが、東京の場合は国鉄から十五分、大阪の場合は私鉄から十分、神奈川は私鉄から七分、京都の場合は私鉄から十五分、愛知の場合は私鉄から十五分というふうな大体時間になつております。それでこちらの基準をいたしましては、できるだけ、勿論いろ／＼な方面から交通の便利がいいというふうなことを考へたいわけでございますが、これはこの取得費のほうに還元いたしまして、又便利がよくなりますようないろ／＼な施設をいたしますと、更に造成費等も高くなりますので、費用との關係で理想的な点は、今の段階ではなかなか費用との絡みあわせで、むづかしいとは考へますが、先ほど申し上げましたように、現在の開発できますといふ、予定できます地域におきまして、大体交通機關との距離は二十分程度において、まだ開発地域がございまして、一応さういふところを開闢いたしてから参つたらどうかというふうな考へておるわけでございます。

○三浦辰雄君 一併標準の、基準の価格等が出ておりますが、取得価格、特に土地の取得価格、これは客觀的に見て、便利な所での土地の価格よりも高い、つまり比較的不便であるのに高い。高いが勿論基準の中には入るといふようなことが出願をされて来て、それを許すと、先ほど電鉄についての問題もありまして、私は電鉄の問題につ

いては、さういふ／＼願うということはないと思ひますが、これは私の考へです。併し今言つた一つの系統の会社があるというのではなしに、その電鉄会社みたいなものがやるのではなしに、或る不便なところをこの線にのせることによつて、その間には高層土地の価格というものを異常に高くしてしまふといふたようなことを防ぐことについては、どういふふうな指導によつてお考えになるのですか。つまり極端に表現すれば、たくさん土地を持つ者或いはその土地持ちの一連の団体が、その持つてゐる、關係することのできる一番不便なところが最低の基準になつてゐるからといつて、これを先ず整地しこの対象にしてもらうことによつて、もろ／＼の一連の持つてゐる土地というものが、いわゆる線の、それ以上な当然な値段に釣り上げることでございまして、さういふことも、悪く考へればあり得るのですが、さういふようなものは極力防ぐという考へには違ひないと言ひながら、どういふふうな方法によつて、さういふようなことを防ぐと言ふか、避けるというふうな考へをお持ちになつておりますか。私はさういふこともあり得ると思ふのです。土地の、その辺の一般所有の人たちのいわゆる集りによつて、或るところをいわゆる團地的にこの問題で出しているところは勿論自然それ以上便利なこととはあり得るので、いい餌、いい一つの方法ですよ。さういふような問題は当然考へられるのですが、それを極力防ぐ、防止するために、どんなことをお考へになつておりますか。それをお聞きたい。

○説明員(鮎川幸雄君) 只今の御質問

は御尤な点でございまして、開発いたしますと、或る程度その周辺の地域が上るといふことは考えられるわけでございます。根本的にはこの開発事業と申しますのは、従来の宅地の面積のほかに未開発地を開発いたしまして、宅地の面積を増す、それによつてできるだけ宅地は低いところに抑えたいという根本的な趣旨があるわけでございますが、実際実施いたします場合には、先ほど御指摘になりましたような或る広い面積があつて、その一部分をやつたら、宅地価格が全体として上つて来るといふような場合も考えられるわけでございます。これにつきましましては、これは資金との関連もございまして、できるだけ広い面積を一時に取得いたしまして、一応開発予定地域全体に亘つてこれを取戻いたしまして、そして開発分譲は部分的にやつて行くといふことが一応理想として考えられるわけでございます。併しながらこれは資金等の制約がございまして、買いたくても全部買取ることができないといふことも考えられるわけでございます。したが、一応そういう趣旨で進んで行つたらという考え方でございまして、従つて、今年度の公庫におきまします計画におきまして、今年度におきまして宅地を開発分譲するといふのは一部分でございまして、できるだけ一応広く買つて行く。来年度において造成するといふ分も含めておるわけでございます。

○三浦辰雄君 その点は私は前のときにもちよつと質問をしたことなだけけれども、いわゆるそのほうがいいと思う。思うけれども、そのことは、来年どういふようにいふ引續いて、そういうものを対象にするといふこと、要約するならば、工事のほうから言へば、それだけの面積のものを一緒にやれば排水にしても、その他の施設、整地にしても、工事する場合に、安くできるのはきまつてゐる。そのことをいふの面に於いて心配してやるといふ考えはないかといふたような意味のことを聞いたならば、それは年度々々でやるよりはかたといふ説明があつたものでありますから、私は更に今のようないふ肉なと言ふか、欲張つた考えをする者のことを例にして申上げたのですが、それは成るべく広いところを一応対象にして考へる。そして取上げる。年度としては区分々々でやつて行くといふふうにして、来年度と一併してそれは約束できない性質のものになる。だからして、それは地主の了解に待つて運用して行きたいといふような今の御答弁なんです。私はその点を今御答弁になつたほうが尤だと思ふのですが、そういうことになれば、来年度恐らくこれもずつと続けてやつて行くのだといふことにならざるを得ないと思ふのですが、その点はどうかと思ふ。○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。こういう法律を改正して、一つのそういう方針を立ててやつて参りますと、政府の立場です。つまり算は年度々々なものですから、或いはこの前そういう説明をいたしたのかも知れませんが、方針といたしましては、本年度でこれを打ち切るといふようなことは私はできません。更に又これはなか／＼むずかしい問題であります。田中さんもその点について

て先ほど深刻に御質問なされたのです。が、例えば奥のところを可なり買つて、そこへ水道、ガスを引いた。途中全部買つて行きますので、残つたところが今までの畑が宅地になつた。一反せい／＼百坪のものが三百坪に上つたといふことが出て参る。出て参つても、それが不当に価格が上つたといふ場合には、私はその対策が要ると思ふのであります。一つの場所が相当弊害を生ずることのないように、宅地を造成することによつて、附近のものが勢ひ或る程度上つても、これはどうも止むを得ないことであつて、そこまで禁止しようといふようなことは、これはやろうとしたとしても、なか／＼でんと思ふのであります。結局根本問題になつて参ります。土地が非常に狭いから、成るべく土地を有効に使用する。併しながら大きな都市においては将来は公庫なども多層的な建築をして、土地を有効に使つて行く。その程度まで至らんとすることについては、こういうような狙いをして行くといふような、別々に法律をわけて行くといふならば、田中さんのおつしやるようになると思ふのですが、一つの法律で大都市にも中都市にも小都市にも狙つて、将来やるような、でき得るような形に法律を持つていつたものですか、いふ／＼の設備もしにくい点も生じて参つたのであります。

○三浦辰雄君 資料のことから、やや発展をしたかと思ふのですが、以上資料については私は一まずやめます。○田中一君 これは鮎川さんは調べたと申すのですが、東京で十二万坪、東京都内か東京都外か知れないけれども、一休坪二千五百坪といふのはどこを考へられておるのですか。○説明員(鮎川幸雄君) ここに出ておりますのは、二十三区内の或るところでございます。なお、そのほかにも二千五百坪で買える土地は二十三区内でも、練馬区の方にもありますし、まだ若干ございまして、併し東京におきましては、非常に取得費が高いために、どうしても東京の開発をやります場合に、近郊の問題と一緒に考へなければならぬのではないかと。この実施については私どもも相当にこれは検討してやらなければならぬのではないかと。いふ／＼に考へております。○田中一君 検討しないで二千五百坪といふことで抑えたのですか。○説明員(鮎川幸雄君) これは具体的な事例でございまして、はつきりしたところまでもわかつております。○田中一君 でございますか。○説明員(鮎川幸雄君) これは二十三区内の一点でございまして。○赤木正雄君 それに関連してお尋ねしたいのですが、東京都内の十二万坪、その他二千五百坪はどことおつしやると、これはいふ／＼の関係が参ります。併し私がちよつと知りたいたいは、東京都内の終戦後の坪当りがどういふように上つておるか。それを或いはこの地区ならこの地区、実際問題についていふ／＼は要りませんから、品川方面であるとか、或いは九の内方面とか、これは参考にもなりますから、この次で結構でありますからして、私はそういう実際の資料を欲しいと思ふ。そうしないと、現在これを今二千五百坪が高いとも安いとも言えませんが、高いか安いかの参考として、

どれほど一休地価が上つておるのかといふことを知りたいのです。そのときに私はお願いするのは、よく業者が、実際売買をしない者に実際の価格以外の安いことを言いますから、本当に今までどれほどに売れていたか、実際の例を少しお示し願ひたいのであります。これは法案を審議する上にも、やはりどういふふうにかこの価格をお取りになるかといふ観点から知つてみたいと思ふから、御迷惑なことかと存じますが、一つその資料をお願いいたします。○説明員(鮎川幸雄君) 只今の御質問は具体的な例をという御質問でございまして、そのお答えにはならないかと存じますが、これは勧銀の調査でございまして、昭和二十五年から二十八年九月までの土地の値上り状況を申し上げます。六大都市におきまして、二十五年の三月を一〇〇としたとしますと、二十八年度の九月は五二一になつております。それから全国の住宅地の平均で申しますと、二十五年三月を一〇〇としたとしますと、二十八年度九月に三六一になつております。六大都市で申しまして大体五倍、全国の住宅地で申しまして三・六倍の値上りといふふうに一応はなつております。○田中一君 農地法との関係ですが、農地法との関係は、この法律ができますと、農地法よりも優先するわけですか。○説明員(鮎川幸雄君) これは法律と法律の関係になりますので、この農地法を否定するようなことは全然期待しておりませんので、これが優先する、しないといふ問題もないわけでございますが、ただ実際問題といたしましては、私どももいたしましては、開発

事業をやります場合には、農林省のはうともよく打合せまして、計画的に農地関係その他は調整いたしてやつて行きたいというふうに考えております。

○田中一君 私が開いているのは、どちらが優先するかを聞いていますので、

○説明員(鮎川幸雄君) 優先するかしないかという直接のぶつかりという点は、今のところないよう考えております。

○赤木正雄君 先ほど勸銀の調査によると、昭和二十五年の一〇〇に対して昭和二十八年の九月は五二一とおつしやいましたが、私は勸銀は一体何によつて調査したか、これを実際知りた

い。と申しますのは、勸銀の調査したようなこういう値段では実際の売買が出ていない。実際の売買の例を一つお示しを願つて、今でなくてもよいのですから、実際の例を一つ知りたい。

一つの例を言いますと、確か前の貴族院の、豊ヶ岡、あの前に窪地がござい

ますが、あれなんか八万円と言つて

るのです。はつきり申せば言つてお

る。併しそれは或る業者が八万円と言

つています。勸銀に言わせると、

安いものになる、勸銀の査定は、実

際八万円出さなければ売れやしない。そ

ういう実際のことを私は知りたいので

す。勸銀の言つておるのは実際と非常

にへだたりがありますから、実際の例

を、どこでもよろしいのでありますか

きまして、国として具体的な例の調査は今のところ正式なものはいりませ

んの、御期待に副えるだけの資料がで

きるかどうか、むずかしいと思ひます

が、できるだけ御趣旨に副う面の調査

をいたします。

○田中一君 この農地法の第七条第一

項の、「国又は地方公共団体が公用又

は公共用に供している」、そうする

と、すべてこの都道府県の農業委員会

に聞かなければならんとなつていま

す。そうすると、農業委員会がそれを

否定した場合に、勿論駄目なんです

ね。

○説明員(鮎川幸雄君) 勿論農地法に

ございませう場合には、農地法の手続に

基いてやる予定でございます。

○三浦辰雄君 どうですか。まだこの

質疑が続くわけですから、若し

この日程にある請願を早くやる必要が

あれば、それに移つたらいでしよ

う。

余り低過ぎるのですが、実際にあるの

ですか。

○説明員(鮎川幸雄君) 環状線の中

外かはつきりいたしません、私ども

の調べた二、三の例では、いわゆる二

十三区内にもまだこういう点がありま

す。

○田中一君 その土地は、まあ二十

厘のようですが、その土地は東京駅か

ら見て何キロぐらいあるのですか。

○説明員(鮎川幸雄君) 区の名前だけ

申上げますと、二千五百円で買取られ

るのは、練馬区と北区にあるようござ

います。

○田中一君 それは道路からどのくら

い入つておりますか。

○説明員(鮎川幸雄君) 道路との距離

は調べておりませんが、交通機関との

関係は、この例によりますと、先ほど

申上げましたように、東京の場合は駅

から確か十五分程度だろうと思ひま

たように、実に不可思議でしょうがな

いのです。二千五百円の土地が普通の

宅地として造成し得る、そうして四千

四百四十四円で売却できるといふ単価

の土地がもう絶対にあると考えられな

いのです。僕は、従つて本当にあなた

はあるならば、場所も何も言わんでい

いですが、そういう状態を、こうい

う条件でこういう状態だといふことを

事細かに説明して下さい。それを資料

で要求しているのです。この間言つた

のは、どういう形で造成するのか、ガ

スを引くとか、道路をどうするか、

場所なんかどうでもかまわないので

す。どういう状態でどうなるかとい

ふことを知らせてほしいのです。私はそ

んな土地があるとは考えられないん

だ。いわゆる住宅地として適地であつ

て、交通が徒歩十五分なんといふこと

ろがあるならお目にかかりたい。だか

らどうして幾らになるかといふことを

知らせてほしいのです。現に私も武蔵

境、あそこに行つたのです。土地はや

はり省線の駅に歩いて二十五分、そ

うして畑の中で以て七千五百円、これ

がまあそういう土地があつたのです。七

千五百円、これは大島土地といふのに

案内してもらつて見て来たのです。そ

れが徒歩十五分で行けるのが二千五百

円で取得されると思へないのです。だ

からあなたの実際の考えで二カ所、北

区と練馬区、この二つを聞いています

のですから、これを現在の状態はこう

だ、これをこういう工合にして造成し

て、こういうふうにするんだといふこ

とを一つモデル地区として計画を立て

て下さい。

○説明員(鮎川幸雄君) ここに掲げま

した開発計画の例と申しますのは、住

宅金融公庫の融資によりまして、確

実にここにありと聞いた地域ではないわ

けでございまして、今後一応候補地と

政府がそうして土地を上げておるので、国家資金を流して住宅金融公庫などというもので、庶民と関係もないような貸付け方法を以て金を貸して、そうして国でも貸すと言っている。土地は一つぐらいしきやないのです。その一つに対して何百人が殺倒して、値段を聞きに行ったり、買いに行ったりするものだから値が上つて来るのです。住宅金融公庫が自分で計画的に二十億でも、三十億でも金を出して、一応土地を取得して、そうしてやつて行くなら、こんな危険はないのです。殊に今の北区と練馬区の問題ですが、一語を待つて来たのはどの会社か。或いは大島土地か、或いは殖産住宅か、或いは野田元建設大臣が最高顧問をしておる日本電建かどつちか知らんのです。が、一ぺんでもそういう貸付け方式をとれば、直ちに土地は上るといふことを考えなきやいかんのです。今日の土地といふものを上げたのは政府です。住宅金融公庫です。土地を上げたのは。こんなことは常識です。あなたたは家を持つてゐるから知らんだらうけれども、住宅金融公庫に金を貸してくれと申込む人は皆嘆いてゐるのです。こんなことも知らんで、ここに皆来て、こんなことをして、特定な地主なり、金持に不勞所得、不当の利潤利益を受けさすというふうな法案は、断固として排撃しなければならんのです。そんなことは常識なんですよ。今国民の声を公聴会を開いて聞いて御覧なさい。公聴会を。

○三浦辰雄君 関連して。どうしてですか、こういう質問に答へれば一つ私どもわかるのですが、基準価格をお示しになりましたね。この基準価格が高

いの、安いという問題があるのです。が、一体基準価格を、いろ／＼事情が違つたところ、これを適用しようとするのですか。一体安ければこれに越したことはない。これ以上高ければだめなんですか。何割まで高ければいいというお考えですか。

○説明員(鮎川幸雄君) ここに提示いたしました額は、現在の住宅金融公庫で定めております土地の標準価格を一応中心として考えた価格でございます。この公庫の利用者ができるだけ低い価格で取得できるようにということ、公庫の利用者の手の届く価格にしたいというところがその限界であると思ひます。その限界が一応只今の公庫のまあ標準価格に見合うものと考えておりますので、この価格を中心にして、これをどの程度まで認めるかどうかという点につきましては、更に今詳細に検討をいたしておりますが、この標準価格に或る程度事務費等が加わりました。若干高くなるということも考えられますが、一応標準価格の大体前後だといふふうに考えております。○赤木正雄君 この選定されてゐる場所につきまして、かれこれ言うのじやありませんが、こういう住宅金融公庫で、そういうまあ大きな家を建てるという場合に、都市計画というふうの部面から、やはり私は東京の土地をどうするとか、大阪にしても、その他兵庫県にしてもそうですが、そういう都市計画という観点からやはりどういふ地区にどういふ建物をと、こういうふうなお考えがあつて然るべきだと思ひますが、やはり今お示しになつたのは都市計画の観点から、一応お考えになつ

てゐるのでしょうか。どうですか。○説明員(鮎川幸雄君) 御尤もな点でございまして、開発事業というものは都市計画、地方計画と密接な関係があるわけでございまして。これを實施いたします主たる機関は、地方公共団体及び地方公共団体が貸出したした住宅協会の等において實施して頂くといふふうに考えておるわけでございまして。これを實施いたします前には、単に住宅建設の面からのみならず、都市計画その他の農地の問題或いは道路等その他の関係の部局と十分に計画を練つてもらひまして、その計画の下にこの開発事業を實施していただくように指導して行く考えでございまして。

○赤木正雄君 逆に申しますならば、都市計画のほうの観点から、どういふところにこういう、家を建てるのだという、それをおのずから示されてゐるわけですから、それを聞けば、この首都建設は、この場所はおのずから出て参るといふことになるのです。そこでもう少し具体的交渉の下に、こういう宅地を御選定されてゐるのであります。単にここが安いから、買えるからなんです、どうなんでしょう。○説明員(鮎川幸雄君) この例は先ほど申し上げました一応開発できまます予定として考えられます例でございまして、ここに決定されたわけではないわけでございますので、まだ法案も固まつておりませんし、只今各地方公共団体にございましては、いろ／＼準備の段階にございまして、このすべての準備が一応終つたところを提示できなかつたわけでございますが、今後はそういう各都市計画、地方計画その他いろ

いろな方面から考慮されたところに選定されて行くように、私どもとして十分に考えて行きたいというふうに考えております。○三浦辰雄君 どうですか。これから又これは審議されることなんでしょう。このくらいに今日はとどめて、この請願をやられるならやられる、併し請願の紹介者である石川榮一君はたまたま委員会の委員でもあられるわけですが、お見えになりませから、これは延ばすなら延ばす一つ。○委員(深川タマエ君) ちよつと速記をとめて下さい。

午後零時二十八分速記中止
○委員(深川タマエ君) ちよつと速記をとめて下さい。
午後零時四十三分速記開始
○委員(深川タマエ君) 速記を起して下さい。
この際お諮り申上げます。昭和二十九年年度の揮発油譲与税に関する法律案について地方行政委員会に連合審査の申入を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。
○委員(深川タマエ君) それではさう決定いたします。なお、日時その他については、委員長に御一任願いたしと存じますが、御異議ございませんか。
○委員(深川タマエ君) 御異議ないものと認め、さう決定いたします。速記を止めて。
午後零時四十四分速記中止
午後二時十一分速記開始
○委員(深川タマエ君) 速記をつけ

午後二時十二分休憩
午後二時三十一分開会
○委員(深川タマエ君) 大変お待たせいたしました。
では只今から請願の御審議をお願いいたします。
案件は岩手県田瀬ダム建設に伴う漁業権補償の問題でございまして、紹介議員は千田正議員になつておりますが、本日は小笠原委員が代つて趣旨の御説明を下さるることになつております。では小笠原委員から請願の趣旨御説明をお願いいたします。

○小笠原三男君 私は請願の趣旨を説明しようとは思はら／＼思はなかつたので、事務的に請願の趣旨は御披露願つて、それによつて私は問題点を当局にお伺いしたいと考えておるわけですが、○委員(深川タマエ君) それではこちらのほうで代つて趣旨の説明をいたします。
○専門員(菊池三三君) この請願の趣旨は本文を極く概略申上げますと、田瀬ダム建設に伴う漁業権補償申入趣意書とこの趣意書になつておりました。その国家的事業の裏面には多くの犠牲があることを考えなければならん。堰堤によつて水没地帯の農民の転住、河川の水域の変化による漁場の異変、こういうものの被害甚大であることは……従つて、これに対する措置は慎重に講ぜられておると聞くのであります。農民の移転補償につきましては、いろ／＼多年折衝の結果、すでに方法が講ぜられておると聞いております。漁業関係についても、過去にいろ／＼問題があつたのであります。が、これは実に重大な問題でありまし

て、今堰堤が完成し、河川が分断せられ、漁場の様相が全く変化して、永久に漁業の利益が失われるときに際し、これらの事業について、法律上の擁護を受けることは、これは当然であると信じます。従つて先に各種の資料を提出してあるのではありませんが、今改めて別紙の補償にかかる説明書を添えて申入れるので特段の御配慮を願います。

こういう本文でありまして、これに伴つて各種の資料としてダム設置に伴う漁族の被害高、それからこれの補償なり又これに対する計画、主としてこれは魚族の放流計画であります。こういう計画の詳細なものがついております。

それから補償の要求としては、年々今後放流事業をやらなければならぬ、その費用の年々の補償を要求するものと、それから一時的にはその補償の事業をやる費用でありますとか、或いは漁船を購入する費用、それから網を購入する費用つまり一時的な臨時的な補償の計画と要求と、この二段になつております。ここに詳細な資料が付けてあります。

大体以上のような請願であります。

○小笠原三三男君 この田瀬ダムの各段の補償については、過去慎重審議の上、建設当局において相当な御苦心があつて、それらの補償がなされておりました。地元としては、それによつて農家の家屋の移転、その他相当進捗してある状況であります。問題は差当つて、一般的に言ひまして補償の問題が解決しなければ、岩手県の総合開発としての、次の地点湯田堰堤の建設等についても、その事業を進捗せしむるのに、いわゆる悪影響を及ぼすとい

うふうには私は考えておるわけでありま

す。で、この田瀬の堰堤の補償の問題は全部片付いたのかという、片付いておらんように私同つておるのでございまして、この機会に建設当局を追及するといふ意味ではなく、この処理をどういふふうに進められて行く構想で現在おられるのか、基本的な御態度について伺ひ、他の細かい点については、機会を見て当事者からそれらとあつて伺つておきたいと思ふのであります。

それで第一点として伺ひたいことは、この田瀬の堰堤は湛水をこの四月から始めるといふふうについておるのであります。具体的にいつ頃かから締切つて水をためるという取運びになるのか、お尋ねしておきます。

○政府委員(米田正文君) 湛水の計画は今のところまだ明確にいたしておりませんが、おおよそは六月中旬には、六月末にはダートを締め得るような工程まで行きた、そうしますと、六月末か或いは七月初めには湛水ということになるのであります。またこの湛水時期については関係者との協議、その他の問題がありまして確定はいたしておりませんが、おおよその予想は以上の通りであります。

○小笠原三三男君 最近地建の技官の諸君が地元の漁業補償の問題で御調査にお出でになつた場合に、四月から湛水をする運びであるので、そのことに対して漁業者の承諾書の、印判等による承諾が願ふなら欲しい、こ

う言われたといふことを私地元で聞いたんです。従つてそうなりますと、補償の問題について、或る種のめどを得なければならぬ。日限として非常に計画遂行上必要な、重要なことになるかと考へて、実は委員長にこの請願だけ特に取上げて審議してもらふようにしたいわけなんです。今伺いますと、六月上旬或いはそれ以後になるということでございます。それから、仮に補償の問題があるとなれば、それまでは如何に解決をして行くか、この点を基本的な態度として伺ひたいと思ひます。

○政府委員(米田正文君) お話がございましたように、補償は湛水以前に全部解決するのを建前にいたしておりますので、この場合についても、そういう処置にいたしたいと思ひます。

○小笠原三三男君 そこで今この湛水ダム、それに伴う補償が残つておる分というのは、どういふ問題が残つておるのか。それから、ダムの仮築にできている電源開発会社の発電所、これの工事完了と共に生じて来る補償の問題等は何が残つておるのかこの点をお知らせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(米田正文君) 極く最近の事情は調べておりませんが、私の承知いたしております限りでは、今残つておりますのは、東北電力の発電所の補償の問題と、それから一部ここに出るものも多少関係があると思ひますが、漁業補償の問題が一件残つておると承知いたしております。

○小笠原三三男君 そうすると、この請願は上猿ヶ石川漁業協同組合から請願になつておるのですが、上というののはダムのバック・ウォーターが影響する地点を含む、今この湛水区域になつておる部分よりはちよつと下流、ダム・

サイドのちよつと下流から上流までが上猿ヶ石川漁業協同組合の部分、それから下流部は、普通いわれる猿ヶ石川漁業協同組合の部分、只今二つの漁業権がここに設定せられておるわけなんです。そこで私は、本請願は上猿ヶ石川ですが、阿方とも関係して来ると思ふので、この点からお尋ねしますが、この下のは猿ヶ石川漁業協同組合の影響まで受ける猿ヶ石川漁業協同組合のほうの補償は、この電力会社のほうの独自の補償も必要とする部分があるように考えられる。ダムの影響から来る補償と、この発電所のほうから来る影響とで、二つの問題になるように思ふのですが、そういうふうにお尋ねしておるのか、そして又、この補償は、建設省が一本にまとめて、計算の上補償をし、建設省が発電会社のほうから、この一部の補償額を取るといふような形で、窓口を一本にして、これは補償するのであるのかどうか、この点も伺つておきたい。

○政府委員(米田正文君) その点はお話のように、建設省でダムをやつておりました、このダムの費用は電源開発会社から負担金を入れて、同時に施行いたしております。で、補償の問題もダム及び発電所に伴う分も含めまして、建設省で補償をいたすことになつております。

それから前の漁業権が二つになつておるといふお話があつたが、この図面を見ますと、漁業権はダムの上下を通じて一本になつておる。図面では見えますが、その点はですね、この請願の内容が実はよくわからないうえ、その点はお尋ねし調査をする必要があるかも知れません。実は今日この請願が、前以て御通知頂いておれば相当調査して来るところでしたけれども、そういう点でまだ私どものはうでは、ちよつとこの図面を見てよくわからぬのであります。

○小笠原三三男君 調査しているかたは、後ろのほうにもおられます。それから、まあ大体その程度の答弁で結構です。で、わからないところがあつたらその担当者から聞いて答弁して頂きたい。

この図面、この漁場起点とございしますが、一番左端にこの漁場起点とあるのですから、上流が上猿ヶ石川漁業協同組合という一つの漁業権を設定している地点、それから下が普通猿ヶ石川漁業協同組合と言われる一つの漁業権を設定している区域である。それでダム・サイドはどこであるかといひますと、点線で書いてあります。旧梁と書いてあるところと、漁場起点といふところとの中間にあるのです。それでこのバック・ウォーターがもつと上流まで、点線の水没線といふところまで来るというところから、上猿ヶ石川のほうへ、旧梁を現位置に移転して経営をしていくわけである。そうして今のダムは通水しておりますから、魚も上つて来ることは、減少しましたけれども一応魚が上つて来る。或いは稚魚の放流といふことで、この梁を経営して

は今日この請願が、前以て御通知頂いておれば相当調査して来るところでしたけれども、そういう点でまだ私どものはうでは、ちよつとこの図面を見てよくわからぬのであります。

○小笠原三三男君 調査しているかたは、後ろのほうにもおられます。それから、まあ大体その程度の答弁で結構です。で、わからないところがあつたらその担当者から聞いて答弁して頂きたい。

この図面、この漁場起点とございしますが、一番左端にこの漁場起点とあるのですから、上流が上猿ヶ石川漁業協同組合という一つの漁業権を設定している地点、それから下が普通猿ヶ石川漁業協同組合と言われる一つの漁業権を設定している区域である。それでダム・サイドはどこであるかといひますと、点線で書いてあります。旧梁と書いてあるところと、漁場起点といふところとの中間にあるのです。それでこのバック・ウォーターがもつと上流まで、点線の水没線といふところまで来るというところから、上猿ヶ石川のほうへ、旧梁を現位置に移転して経営をしていくわけである。そうして今のダムは通水しておりますから、魚も上つて来ることは、減少しましたけれども一応魚が上つて来る。或いは稚魚の放流といふことで、この梁を経営して

いて、この協同組合は今日まで経営して来ているのである。従つてこれがゲイトができて、湛水が始まるということになると、その点は一切終つてしまふので、本年の鮎漁についての稚魚の放流といふことが、ここの四月中旬から五月にかけて行われなければならぬ

は今日この請願が、前以て御通知頂いておれば相当調査して来るところでしたけれども、そういう点でまだ私どものはうでは、ちよつとこの図面を見てよくわからぬのであります。

のであるが、ところが従来のような稚魚の放流等ではもう間に合わないという事態が起つております。そういう点から、この財源抽出等からいつても、やはりこのダム建設に伴つて、漁業権者としても緊急に補償の問題を解決してもらわなければならない、こういう考え方、ところが私先般開議課のほうに行きましてお尋ねした場合には、両漁業権は終戦後に補償があつて、新しい漁業権として設定せられたものであるから、その当時からもうダム建設を始めつたのだから、補償の対象になるとかなんとかいふ問題があるやのお話を聞いていたのでありますが、この点はもう地建なり或いは地元工事事務所の用地課なりについても解決している、そういうことは問題ではない、どうしてもこのダムが今度のはつきり完成することによつて、過去或いは将来に及んで重大な影響のあることは認め合つて、補償せらるゝというふうな、気分的にはまあきまつておるやに私聞いておるのです。それで、その前提に立つて、今私質問しているわけです。

もう一つお尋ねする点は、ここに仮にダムができたという場合に、この湛水面の漁業権というものは、旧河川において設定せられていた漁業権者が、そのまま権利があるとして継承するものか、湛水面については新たに漁業権を設定して、これを与えようとするのか、まあこれは県側の意向もありますけれども、国としてはどうお考えになつておるかお伺いしておきたい。

○政府委員(米田正文君) 旧漁業権の問題は、形式の上では全然別個にいたしております。で、旧漁業権について

これは補償をして、一応漁業権を取り消しにいたします。新らしく漁業権を設定すると、こういう建前でおります。そこで、じや新漁業権は旧漁業権者に許可するの、か、こういうお尋ねでございますが、まあ一般の場合には両方、今日全国各地では両方のケースがございます。それは主として漁業補償の話し合いのときに、そうした問題が当然入つて来ております。それらが主な要因になつてきめられておるのが普通でございます。この場合の話し合いも、或いはそういう新漁業権についての話し合いが中に当然出て来ておる。それらは、私どもとしては補償の問題と同時に、話が出た線に従つて新設定をする、こういうふうな方針にいたしておるわけでございます。

○小笠原三男君 その場合に、二つの漁業権が一河川で関係があつて、そのダムの影響で、両方の漁業権が影響を受けるというふうな事態であれば、こういうものは優先的に、申請があれば、これが取扱われるというものが素直な考え方でしょうか。即ち地元の漁業権者の話し合いによつて、この湛水面の漁業権を附与する、こういうふうなことが素直な考え方として考えられますか。

○政府委員(米田正文君) この問題は個々のケースに当たらないと、そのケース、ケースによつて違ふようでありまして、実は藤原ダムの水利権のごときも、新水利権と旧水利権との問題でちよつと話がまとまらないでおるような点もございます。で、我々としては、旧水利権で損害を受ける分についてはこれを補償するという建前でございますから、新らしい水利権は或る意

味では旧水利権よりも有利に漁業権を設定できるケースもございます。そういう点を考えるという、やはりそのときの補償の問題と実際問題としては非常に絡むことが多いと思うのです。で、新らしい漁業権を与えるから旧漁業権は或る程度の補償で、それで解決するといふような問題もございすから、その原則論は実情に依じて行くよりいたし方がないと思つております。

○小笠原三男君 そうするとですね。旧漁業権のあつた或る河川区域の一部で、ダムのために湛水した、湖水になつた、併し湖水にはなつても、それは湖水になつた部分を含む上流部と合して一つの漁業権のあつたところだ、現にあるのだ、こういうところは、その湛水面だけは切り離して、その従来の漁業権者からとつてしまつて、新たに漁業権を設定して附与するといふことが建前なのですか。

○政府委員(米田正文君) そういう旧漁業権にも湛水が影響を及ぼす点については、原則としてはもうその分は補償がされておるといふのが建前でございます。ですから、ダムになつて池ができ、水位がずつと上流まで行けば、大体はその池の中は一本の漁業権になるわけなんです。

○小笠原三男君 そうすると、従来の漁業権は区域を変更して経営をするように漁業権の区域が変更になる。そして湛水面は新しく漁業権といふものができて、それをどこに附与するかということは、関係する補償の問題と絡んでですね、解決するべきものだ、こういうふうな了解してよろござい

すか。

次に伺つておきますが、そんならその湛水面になる大部分の区域をとられることによつて、今後永久に上流部の漁業権が或る種の損害を受ける。下流部の漁業権も損害を受ける。こういうようなものは、考え方としては一時補償で一本で行くのですか、或いは永年と申しますか、年々の補償をやつて行くといふお考え方でありませうか。

○政府委員(米田正文君) そういう場合には、湛水によつて損害をこうむるというもののについての補償は、将来に権利なり支払の問題を残さないように一挙に解決するのを建前にいたしております。

○小笠原三男君 もう一つお尋ねしておきますが、そういう漁業権補償の基準と申しますか、一つの物指といふものは、聞くところによると、専門の水産庁等にも照会をして研究中だといふことですが、或る種のめどが今日できておりますか。

○政府委員(米田正文君) これはお説のように、只今細かく研究中でございます。

○小笠原三男君 その補償は、電源会社等が岐阜県その他で漁業権の補償をした例がございしますが、それらと見合つて均衡を失しないような補償をするお考えでございませうか。それらとは又別に独自の見解を持つておられますか。

○政府委員(米田正文君) 実情を申し上げますと、電源開発に伴うものは、御承知のように電源開発に伴う補償要項といふものがございす。この中に漁業権を謳つてございす。ただその細部のものがない。建設省が補償基準と

いうものを作つております。であります。その中に水利権を詳細に規定してはございせん。そこで建設省としては、最近の水利権問題のいろいろな複雑さに鑑みて研究いたしておる程度でございます。それができたら、それを電源開発或いは電力会社でやつて参ります。今までは適用するかどうかという点については、まだ関係者と打合せをいたしておりますから、まだここまではつきりお話のできる段階でございせん。

○小笠原三男君 そが問題なんでしてね。このダム・サイドの上流部のほうには発電所とは直接関係はないのです、今後は。ところが同じ下流部は、今いなくなりました飛鳥さんのほうの発電所工事が進められておる。これとダムとの影響と、二つの影響を受けるわけですが、下流部の漁業権は、そういうと、補償の単価なり、或いは補償の対象なりといふものが相当變つて来る虞れがあるように思ふのです。それが地元に対して不均衡であるといふような懸念を与えるといふことがないとは言えないと思ふ。それで、岐阜県等における一つの漁業権の補償に一億五千万円も電源開発において補償をしておる例もある。それと、ダムができたことによつてこうむる損害を補償するといふものと均衡を失するやうなことになるといふと、国の補償は薄い。けれども国が投資してやつておる電源会社の補償は厚い。おかしいという苦情が起るのじやないかと、こう考えるので、両者勘案しておきめになるのかどうかといふことを聞いておるのです。国は国で別なんだ、薄くてもなんでもしようがない、独自の見解でやるの

なことが法律上やり得るものであるかどうか。やり得るとすればその根拠になる法律は何か、この点伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(米田正文君) これはまあ実は河川法でも一般的に行けると思ひますが、これは条文をもう少し研究して見ますが、漁業権は漁業法によつて別途の法律で許可をしておるものであつて、だから漁業権のそういう場合の処置は、公共事業の土地収用法によつてできる途はございます。土地収用法による処置はございます。それははつきりしておりますが、河川法による処置もできないことはないと思ひます。が、条文の研究はもう少しお待ち願ひたいと思ひます。

○小笠原二三男君 土地収用法でもやれる、河川法でもやれると言ひますが、土地収用法でやれるのだからというところで口で言う言つて、そして実施面に直ちに移動することが出来るのかどうか。土地収用法によつても手続が必要ではないかということを私はお尋ねしてゐる。単に何月何日が来たから、交渉が妥結しようがしまいが、こちらはこちらでというのでやられるのかどうか。

○政府委員(米田正文君) これはもう申すまでもなくそういう手続はふんでの上話であります。

○小笠原二三男君 それで手続をふむというになると、又補償の問題に廻つて来るのじやないですか。強権発動ということはそれ自身も手続を必要とすると思うので、これ以上お尋ねませんが、一つこの点は私全然わからんけれども、今までの機会に法律的にこう／＼こういうことでばつさりや

れるのだということを示し願つておきたい。今日の質疑でいろいろの基本的な態度がわかりました。それはこのダム湛水の趣旨から言つて急がなければならないものであると私たちが考へるわけでありませう。従つてこの漁業権補償、或いは一部他に補償等もできるならば、早い機会にこれが円満解決を見て、地元の方も一層喜んでこのダムの竣工を祝うというふうになつて一段と御尽力をお願いしたい。

五月の上旬にたしかこの堰堤の竣工式が行われるはずですが、できるならば私はそのとき金銭の受渡し等がなくても、一応のめどによつてこの補償の金額等が示されて、よろしいというふうになつて竣工式も挙げられるというふうになつて、一切のしこりをあの堰堤に閉じ込めてしまふ、有終の美をなすように希望して止まない次第であります。どうぞ局長も、若しもこの委員会の決定で内閣に送付するようにこの案件をおまじりましたならば、特段な御尽力をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(米田正文君) 只今のお話に私も全く同感でございますので、そういう線に行きますように努力をいたそうと考えております。

○委員(長深川タマエ君) この請願に對しまして他に御質疑ございませんか。

○石坂豊一君 小笠原君からも種々質疑もありましたが、私もこのダムについて請願が昨今四、五件出ておりますが、これはダムの問題で、今に始まつてことではない。この初めにダムを建設するに當りましては私どもも随分えらい場面に逢着したこともありまして、河川の両岸に對して鮎業権を設定

するとか或いはその流送の関係について非常な解決のむずかしい問題を持出すとかいろいろ／＼なことがありましてたけれども、併しそういう問題も多年の間に皆解決する方法も相当つておる。ダムを始めましてから、これは河川を締切の堰堤のことですが、長い間の経験を経ておる。建設省は単に治水の関係上ばかりで許可せられるのではないのであるからして、治水、利水その他附近の住民の利害関係を考慮して、あらゆる問題を建設前にそれぞれ皆見通しをつけて許可するものと思つておる。然るに昨今に至つてダム対策全国町村連盟というものができて来たり、只今又目のあたりかような請願が出て来るというところは、何かその間において特別な事情がいわゆる日本の国情においてそういうことになつたものか、又建設省なり役所なりが対岸の者に対して極めて冷淡な扱いをせられる關係上こういうことになるのか、その点を一つ明瞭に説明してもらいた

○政府委員(米田正文君) 今日たくさんのお話で、建設省もそうですが、農林省もやつております。或いは電源開発公社或いは電力会社、或いは自家用社で百に近いダムが今日行われておりますが、それらで一番問題はどこかと言われまふと、今日ではセメントでも鉄筋でもございませぬ。或いは労働者でもございませぬ。殆んど補償の問題と言つてもいいくらいに今日は補償の問題が、補償、買収の問題がダムの建設に伴う主要事務になつて来ておる。そこで昔はどん／＼片付けたではないかと、こういうお話でございますが、私どもでもやつておりますものについて

も、どん／＼片付くものもございませぬ。多くの中には、片付くものもございませぬが、そうでなく、非常にいろいろと問題を起して、買収価額、或いは移転先、或いは補償金額の問題というやうなことでもなか／＼両者の話合ひがつかないという場合が多々ございませぬ。どうしてそういうふうになつたかというところについては、我々もいろいろ考えさせられますが、これは私は一面非常にいいことだと思ひます。非常に民主主義が徹底をいたしまして、各人がそれ／＼の立場から十分自分の意見を主張するといふやうな気分になつたこともいろいろ／＼と問題を起しておる一つの大きな原因だと思ひます。これはそういうことが一つの原因でいろいろ／＼と問題を起しますが、先ほども申し上げましたやうに、半面見れば、又各人の希望が十分言つていふ点で、我々もよく希望がわくという点では、私は補償に相当の時間をかけても、この方法が従来よりもいいのじやないか、というのは従来は、無理に安く買われて、将来の生活も非常に困るというやうな人が出て来た例もよく聞かれます。そういう点については、少くとも今のやうな制度のほうが改善をされて行つておる。補償についても、昔に比べますと手厚い補償がされつつあるというやうに言えるのじやないかと思ひます。併しそれだけに、手を尽すにつれて私はやはり問題は非常にむずかしくなつて来ると思ひます。各人が非常に自分の権利については主張をして参りますので、これらと話をして両者の話合ひがつくのはなか／＼時間がかかる。今お話をダムのために水没する村の連中が全国連盟を今度はこしらえてやるやう

になつておりますが、今Aのダムで幾ら土地に補償を払つたというところ、もう数日後には全国の各ダムの候補地点のところには連絡ができるやうな組織になつております。そこで自分のところはじやそれより少し上でないかと困るというやうなことで、だん／＼値段が吊上げをされるというやうな傾向がございませぬ。一例ができれば、もうそれより下ではなか／＼買えないというやうなことが出来るのですが、我々は生活再建をする資金というところに重点を置いて、できるだけ施設で補償して行くといふやうな方針をとりたいと思つております。現金を渡して行くといふのは、これは多いですけれども、實際は施設で成るべくやつて行きたい、こういうやうな考え方を持っております。併し各個人は非常に現金を喜ぶのでございまして、代りの施設をしてやるというよりも、やはり現金を喜ぶ。例えて言へば、家の移転にしても、じや、役所のはうで移転を全部してやる、こゝう言ひましても、それは困る、金をもらつて自分がやるからというやうなことで、やはり現金をもらつて自分で任意にやろうというやうな気が非常に強いのでありまして、私どもはできるだけ施設補償で行きたい、そうして将来の生活というものを確保するやうにしたい。金だけもらつて、金をだまされて取られて、もう生活に困る、困窮しておるというやうな例も今日でもございませぬ。成るべくそういうことにならないやうな方途をとりたいと思つておりますが、要するに今日はだんだん大きいダムができるやうになつた。昔は比較的小さいダムでありまして、今日のダムはだん／＼大きいダム

になつておりますが、今Aのダムで幾ら土地に補償を払つたというところ、もう数日後には全国の各ダムの候補地点のところには連絡ができるやうな組織になつております。そこで自分のところはじやそれより少し上でないかと困るというやうなことで、だん／＼値段が吊上げをされるというやうな傾向がございませぬ。一例ができれば、もうそれより下ではなか／＼買えないというやうなことが出来るのですが、我々は生活再建をする資金というところに重点を置いて、できるだけ施設で補償して行くといふやうな方針をとりたいと思つております。現金を渡して行くといふのは、これは多いですけれども、實際は施設で成るべくやつて行きたい、こういうやうな考え方を持っております。併し各個人は非常に現金を喜ぶのでございまして、代りの施設をしてやるというよりも、やはり現金を喜ぶ。例えて言へば、家の移転にしても、じや、役所のはうで移転を全部してやる、こゝう言ひましても、それは困る、金をもらつて自分がやるからというやうなことで、やはり現金をもらつて自分で任意にやろうというやうな気が非常に強いのでありまして、私どもはできるだけ施設補償で行きたい、そうして将来の生活というものを確保するやうにしたい。金だけもらつて、金をだまされて取られて、もう生活に困る、困窮しておるというやうな例も今日でもございませぬ。成るべくそういうことにならないやうな方途をとりたいと思つておりますが、要するに今日はだんだん大きいダムができるやうになつた。昔は比較的小さいダムでありまして、今日のダムはだん／＼大きいダム

でありまして、大きいダムができる、補償する水面積が大きくなる、補償の範囲も大きくなる、補償の規模も大きくなりつつあるというところ、又補償の問題をむずかしくして、おのれが今日の世の中の情勢というものがだん／＼補償問題をむずかしくしておるものだと考えております。

○委員長(深川タマエ君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(深川タマエ君) 速記を起して下さい。

この際、この請願に對しまして建設省の御意見を伺うことにいたします。

○政府委員(米田正文君) この猿ヶ石川の補償についてはここに書いてございまして、文章ではやや抽象的過ぎてはつきりせぬところもございします。ですが、併し補償を当然すべきものについては我々としてもこの請願によつて考慮をいたしたいと思つております。

○小笠原三三男君 そう言われると又質問したくなるわけなんです。この上猿ヶ石川漁業協同組合の漁業権、その内容となるものは基準等を設定して考慮することとしまして、この漁業権は補償せらるべきものであるというお考えに立つてゐるのかないのか、この点が今の話で又ぼけてしまつてちよつとわからない、この漁業権なりそれに伴う各般の問題の基準等を作つて、補償すべきものは補償して、地元のこ

ういふ事業が今後においてもできるものはやつて行けるように、手当をしないならしむと思つてゐるふうにお聞きしておかれない、元も子もあるのかないのかわからないことになる。さつ

きから聞いているがさつぱりわからない。

○政府委員(米田正文君) 只今のお話、先ほどからあつた例の基準でございしますが、これを処置するの基準はちよつと間に合ふんと思つてゐます。だから私が先ほどから申し上げ、あなたからのお話もあつた基準を作る研究をいたしておるというところは、これはこの問題にすぐ結び付いておる意味で申し上げたものではございません。これは基準をこしらえて、それからこれを処置しようというところではございませんから、これは誤解のないように……。

それからここにありますこの趣旨については、我々としてはこれは実書を補償するということが原則でございしますから、この請願の内容をよく検討した上で実害については補償をいたします。こういうふうな考へております。

○小笠原三三男君 そうすると、これは全国的なケースになると補償にはならないで、具体的に局部的に実情に見合つて補償をして行くほうのケースになるわけですね。

○政府委員(米田正文君) さようでございます。

○小笠原三三男君 そうするとちよつと又駄目押しをしておきたいですが、局長はこの河川について漁業協同組合が二つあるならあるということ、先ほどの説明をしたものについては実害がある、内容の如何にはかわりませんよ、実害があるとお認めになつておられますか、なつておりませんか。現地の地建或いは事務所等は実害がある。補償しなければならぬということ、補償の単価等について検討しているというふうな聞いているのですが、

本省として、局長のほうではどうお考えになつておりますか。

○政府委員(米田正文君) この補償は、実害があるかどうかという問題については、私はこの問題について関係者と協議をまだいたしたことはございせんので、実害があるかどうかという点については、私は今必ず実害がありと、これはまだ申し上げられませんが、ただ今のお話で、これは現地事務でございまして、現地で処理ができない場合には本省に申達をして参る問題でございまして、現地で実害があると査定して扱えばそれで問題のないこととなる。そこでそれを今私にこれは実害があるかどうかをばつきりしろと言つてもちよつと困るのであります。要は現地で実害ありと認定されたということであれば、私もそれを基本にして考へるのでありますから、それが上つて来れば、私はそれを見たと決定をするつもりであります。

○小笠原三三男君 行政組織上は局長はちよつと上の人だから、成るほど聞き及んでいないということはある得ると思ふ。併し私は非常に何と申しますか遺憾に堪えない。この田瀬のダム問題が今やもう竣工の時が来て、一切が完了しようとするときに、補償の問題がまだ残つておることも先ほど局長はお認めになつておられるわけですね。そうしてこの漁業権の補償については、実害があるかないか、おれは聞いてないからわからないというところは、なぜそういうことを言うのか私はわからない、私のほうはわからん。私はさつき一番先にこの猿ヶ石については、田瀬ダムの竣工を見るんだが、まだ補償す

べき問題になつてゐるものはないか、さういふところをお尋ねした場合に、今お尋ねがありましたように、その漁業権の問題と云つて、あとをお考へになつて、そのほかにはないようでした。その問題はございします。それを言つたか、あるならばそれはどういふふうにするのか、基本的にお尋ねして来たわけですね。ところが今になつてそれは実害があるかないか私にはわからないと言つたならば、補償の問題が残つてゐるのかわからない。何を指して言つてゐるのかわからない。さうして速記がついてゐるから、まあさうでも言つておかないと、あとで言質とか何だとか言われると思つて、考慮の上抽象的な御答弁になるならば、そんな御辭断は無用です。私はこの問題についてとやこう責任を追及するといふ考へを以て申上げてゐるのではないのです。少くとも現地を見て見なくても、わかつてゐるところは、上流部の漁業組合は、この山を……、もうダムがだん／＼だん／＼できるというところで移転をしてゐる。さうしてこれは数十万円の金をかけて移転をして、経営をしてゐる。又下流の漁業協同組合のほうは、ダムが締切られる、湛水すると、自分たちが最もいい漁場としておつた部分は水が一滴も流れなくなつてしまふ。さうして発電所の落水だけで、流れて来る部分だけで今後漁業経営をやつて行くという具体的な事業は、あなたが専門家で考へただけでもわかるはずなんです。それが実害があるかないかわからないといふことは、私はどうも聞き取れないのです。その実害の内容については、それは精査して見なければ無論わ

からんでしようし、協議もしてみなければわからんでしよう。併し漁業権の補償の問題があるという限りは、実害があるといふことを認定しなかつたらさういふことは言えないじゃないですか。私に嘘を言つたのですか、局長、さういふわけでない、各般の考慮の上に、婉曲にさういふことをまあ言つておこうという気持だろと思つて、私は、私はある言葉はさつぱり聞き取れない男なんです。はつきりお答えを願つておきます。

○政府委員(米田正文君) 最初の話とあとの話が違ふというのを言われておられますが、私が最初申し上げた意味は、今日まだ補償の問題として残つてゐるの二件ある、こういうことを申し上げたのであります。その内容については、問題として残つてゐるという意味で申し上げたのであります。じや実害がどのくらいあつて、まだそれは私わんでおるという内容の意味ではございせん。問題があるのだ、で、それは先ほどのあなたからの話もございしましたように内容について、相当に漁業権そのものについての問題もいろいろあつたやうであります。併し我々としてはまあ今日の情勢上、実害あれば支払うべきである、さういふ意見にはなつておる。そこでまあ最初私が申し上げたことを以てもうすでにこれは実害がある、いよ／＼私わにやいかんのだという意味にお取り願ふと、ちよつと私の意味と違ひます。ただ問題が残つておるであつて、それについては今検討をいたしておる次第でございしますから、内容に深く入つてお答えするのは適當でないと思ひましたの

で、さよう申し上げた次第であります。
それで私はこの請願が出ましたら、
こういう趣旨に従つて、その実害の補
償をした上で、査定をいたして、支払
うべきものは先ほど申し上げましたよう
に、潜水、排水前に解決をいたした
い、こういうふうにいたしたいと思ひ
ます。

○小笠原三男君 どうも話というも
のはうまくくる／＼廻るものでして
ね。成るほどそうおつしやられれば、
私の聞き違ひだつたということになる
ので、改めて私お尋ねしておきたい。
今の御答弁でも、いろ／＼こういう
請願がまた研究して、そして措置し
なくちやならんというものは措置する
という意味合のお話と伺ひましたが、
前にはあなた、これは現地の問題
で、現地で補償しなけりやならんと思
へば、そうきめたこととてこつちに出
て来る。そしたらよろしいとやれば、
又現地でさつとやるのだ。これは現
地のほうの地建のほうの問題なんだ、
それできまつたら金も払うのだという
ような、誠に率直な、割切つたお話で
ありました。恐らくこの問題は、若
しも補償しなければならんとなつて
からでも、補償金の問題については問
題があるでしょう。金はあるのだから
らどん／＼払つてしまふというよう
な筋合のものですか、そうじやないの
でしょう。だから私は地建や、現地の問
題だけではないで、具体的にこれを措
置するのには局長、あなたのこと
で、本省でやはりその支払金の操作の
面から何か取りきめなくちやならん
のじやないのですか。ただ地建でこれ
だけだときまれば、自動的に地建側で
銀行を経由してその漁業権者なら漁業

権者に行くのだ、そんな簡単なもので
すか。私はそういうふうな思ひから
いろ／＼あなたにお尋ねすると共に、
結局本省の關係係官等で、腰をすえて
ということではございません。乗り出
して早く解決するという積極的な意思
をお示しにならなければ、潜水期まで
にこの問題は片付かんのじやないかと
いうことを必要してお尋ねしておるわ
けなんです。そんなにただ技術的に片
付けば片付くというふうな簡単なもの
でしようか。若しこの速記があるのだ
困るなら、速記をとめてもいいです
かね、はつきりお答え願ひたい。

○政府委員(米田正文君) 今のこれが
請願として出て来たならば、私のほう
で検討をした上で、実害あれば支払う
ことにいたしなうとさう申上げた
ことと、それから現地で補償がきまつ
たら現地で払わると言つたことが矛
盾するといつたやうなお話にもちよつ
ととれるのですが、その点はさうい
うに御了解願ひたい。一般の補償事
務は、或る予算の枠があつて、地建で現
地事務として処理をいたして、お尋
ねす。従つて問題なく、今の建設省の持
つております補償基準によつて処理の
できまうものは現地で処分することに
ができるので、又するのが建前でご
さいます。ですから補償件数が百件あり
ます。でも、殆んど九十何件というもの
は現地として処置をいたして、我々の
ほうはあとで書類として報告を受ける
だけでございます。

○小笠原三男君 先ほどは元来この
種のもの、これは現地でやるものなんだ、そ
れで補償の問題等もあるとするなら現
地できめて、現在で支払えばいいんだ
というところをおつしやつたことは、こ
の漁業権の問題で質問したときおつし
やつてゐるおることなんです。一般論は
さういふから承知なんだ、地建の権限
でもうやり得ることは私は承知です。
併し今は金はないのでしよう。あから
さまに言うならば……。猿ヶ石のダム
に關する補償金は予算にない。それ
では潜水期までの間に実害があるとい
ふならば、地建のほうで補償すればいい
、支払えばいいと言つたつて、それ
では片付かない問題があるでしよう。
私はそのために局長にお尋ねしてお
るわけなんです。それで私は最初に、こ
の最初の質問の最後のときの委員会に
おいて、これが採択になつた時には各
種の問題を考慮せられ、局長も積極的
に問題を解決するように努力して欲し
い。そして共に五月上旬の竣工を祝う
というやうなことであつて欲しいと希
望を言つたんです。それからぐら／＼
とどういふものやらわからんというふ
うな私も一度申しますが、これは昨
年からも問題であり、本年当初におい
ても、私も当局の或る方にはどうい
うことになつておるか聞いて、確かに局
長おつしやつた通り、このダムの關係
の補償でなくて、終戦後の漁業権を買
上げ、新たに漁業権を設定した場合に
おいて、その過去の分の漁業権は買上
げておるので補償は済んでおるとい
うことから問題があるのだということ
は、私も何つて共にそれは研究して
もらいたいと言つておる。従つてそれは
その通りであつたことは私も認めま
す。併しそれから一月も二月もた
つて、さうして局長もまだ聞いてお
らないし、どういふものやらわから
ない、さうして潜水時期はもう迫つて
おる。さういふやうなことはこの行政
がどうなつておるかということにつ
いて心配なんだ。それであつてもない
、さうでもないという質問になつてな
かなかしつこいやつだとなつたは思
うかも知れないけれども、私はいざとな
ると一回食ひ付いたら必ず解決するま
で、はつきり付いて行くのですから、誰が何
と言つたつて、言うことだけははつき
り、どの委員会に行つてもわかりま
す。私はあいまいなことは大嫌いな
んです。ですから、はつきりすばつとやつても
らいたい。明瞭、果敢にやつてもら
いたい。さういふ意味合いで先ほどから
お尋ねしているのですが、じゃ、結論
はいつ私たちがお聞きすることができ
ますか。

○委員(深川タマエ君) 小笠原先生
にちよつと申上げますが、暫らく速記
をとめまして、御懇談下さいませうか。
○小笠原三男君 速記はあつても、
なくてもいいですよ。
○委員(深川タマエ君) 速記をやめ
て下さい。
午後三時四十五分速記中止
午後四時三十分速記開始
○委員(深川タマエ君) 速記を起し

三月二十日本委員会に左の事件を付託
された。
一、静岡県清水市、新潟県直江津町
間道路改良工事促進に關する請願
(第一八二二二號)
一、河川法改正に關する請願(第一
八五三三號)(第一八五四號)
一、静岡県清水市、新潟県直江津町
間道路改良工事促進に關する請願
(第一八五五號)

第一八二三號 昭和二十九年三月十
日受理

静岡県清水市、新潟県直江津町間道路
改良工事促進に關する請願
請願者 山梨県知事 天野久
紹介議員 赤木 正雄君

静岡県清水市、新潟県直江津町間の中
部日本横断道路は、静岡、山梨、長野、
新潟の四県にわたり表日本と裏日本を
結ぶ幹線で、豊富な林産資源の開発に、
物資の交流にきわめて重要な使命をも
つものであるが、国道とは名のみで、

建設委員会會議録第十七号

昭和二十九年三月二十三日

【参議院】

その半ば以上の百キロ余が未改修のためその機能はいちじるしく減殺されているから、明年度から実施される道路整備五箇年計画に本道路を採択の上改良工事を促進せられたいとの請願。

第一八五三号 昭和二十九年三月十一日受理

河川法改正に関する請願

請願者 福島市杉妻町一五県議

会事務局内 高田重作

紹介議員 木村 守江君

建設省が目下立案中の河川法改正案は、知事の管理権をはく奪し大部分の河川を中央においては握しようとするものであつて、これらはあきらかに地方自治の確立を破壊し、中央集権化せんとするあらわれであり、また単に事業者の利便のみを図らんとするものであるから、かかる改正には絶対反対であるとともに充分に発電県の意図を尊重する等地方の実状に適した河川行政を実施せられたいとの請願

第一八五四号 昭和二十九年三月十一日受理

河川法改正に関する請願

請願者 福島市杉妻町一五県議

会事務局内 大竹作摩

紹介議員 松平 勇雄君

この請願の趣旨は、第一八五三号と同じである。

第一八五五号 昭和二十九年三月十一日受理

静岡県清水市、新潟県直江津町間道路

改良工事促進に関する請願

請願者 静岡県知事 齋藤寿

夫外三名

紹介議員

河井 彌八君 小林

武治君 森田 豊壽

君 石黒 忠篤君

平林 太一君 廣瀬

久忠君 池田宇右衛

門君 木内 四郎君

羽生 三七君 田村

文吉君 北村 一男

君 西川弥平治君

清澤 俊英君

この請願の趣旨は、第一八二三号と同じである。